### 「留学及び外国語技能検定試験による単位認定」

留学により修得した成績や、外国語技能検定試験により修得した成績は、教養教育科目や、本学部の専門教育科目の単位として認めることがある。教養教育科目の単位認定については、「教養教育履修の手引」に示される基準に基づいて行うものとする。

#### (1) 留学

留学の申請は、留学を希望する学生が「外国留学願」に健康診断書を添えて担当係に提出することにより行うものとする。また、留学中に修得した成績を本学部の専門教育科目の単位として認定する申請書は、帰国後速やかに「外国留学における成績に基づく単位認定申請書」等を学務係に提出することにより行うものとする。

### ① 交流協定校への留学

- ア 修得した成績は審査により本学部の専門教育科目として認める。
- イ 修得した成績は「認定」と表記し、修得大学名を付記する。
- ウ 修得した成績の科目区分は、留学時の学年及び所属する学科・コースの科目区分に基づき判 定する。

#### ② 交流協定校以外への留学

- ア 修得した成績は審査により本学部の専門教育科目の単位として認める。ただし、成績認定の 申請時には留学先の大学概要・シラバス等を併せて学務係に提出し、認定可能かどうか審査 を受けなければならない。この審査は出発前に受けておくのが望ましい。
- イ 修得した成績は「認定」と表記し、修得大学名を付記する。
- ウ 修得した成績の科目区分は留学時の学年及び所属する学科・コースの科目区分に基づき判定 する。
- ③ 上記①、②において認定された単位は40単位まで卒業要件に算定される。
- ④ 上記①、②は本学部を休学する場合にも適用する。

#### (2) 外国語技能検定試験

外国語技能検定試験により修得した成績は本学部の専門教育科目の単位として審査の上認めることがある。単位の認定の申請は、学務係に所定の申請書を提出することにより行うものとする。申請の期限は、当該の試験を受験した日から2年以内とする。下記の単位認定に際して、既に認定又は単位の修得がなされている場合は、「Academic English I 」、「Academic English II」においては各2単位から、「Academic Communications I」、「Academic Communications II」及び「Advanced Academic Communications I」においては4単位から、既に認定及び修得された単位数の合計を差し引いた単位数を認定の上限とする。

認定基準については言語ごとに次のように定める。

## ① 英語

実用英語技能検定(英検)(財団法人 日本英語検定協会)	
1級	「Academic English I」2単位、
	「Academic English II」2単位、
	「Academic Communications I」4単位、「Academic Communications II」4単位及び
	「Advanced Academic Communications I」4単位

\*ただし、「教養教育」の「英語」に加えて認定することができる。

TOEFL (国際教育交換協議会)	
IBT (Internet-based Testing)	「Academic English I」2単位及び
90 点以上	「Academic English II」2単位
IBT (Internet-based Testing)	「Academic Communications I」4単位、
100 点以上	「Academic Communications II」4単位及び
	「Advanced Academic Communications I」4単位

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「英語」に加えて認定することができる。

TOEIC (財団法人 国際	ビジネスコミュニケーション協会)
800 点以上	「Academic English I」2単位及び
	「Academic English II」2単位
900 点以上	「Academic Communications I」4単位、
	「Academic Communications II」4単位及び
	「Advanced Academic Communications I」4単位

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「英語」に加えて認定することができる。

IELTS (ブリティッシュカウンシル他 日本英語検定協会)		
6.5 点以上	「Academic English I」2単位及び	
	「Academic English II」2単位	
7.0 点以上	「Academic Communications I」4単位、	
	「Academic Communications II」4単位及び	
	「Advanced Academic Communications I」4単位	

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「英語」に加えて認定することができる。

# ② ドイツ語

ドイツ語技能検定試験(	独検)(財団法人 ドイツ語学文学振興会)
3 級	「実用外国語基礎演習 I (ドイツ語)」2 単位
2 級以上	「実用外国語基礎演習 I (ドイツ語)」2 単位及び
	「実用外国語基礎演習Ⅱ(ドイツ語)」2単位

<sup>\*</sup>ただし、いずれも「教養教育」の「ドイツ語」に加えて認定することができる。

## ③ フランス語

実用フランス語技能検定	試験(仏検)(財団法人 フランス語教育振興会)
準2級以上	「実用外国語基礎演習 I (フランス語)」2 単位及び
	「実用外国語基礎演習Ⅱ (フランス語)」2単位

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「フランス語」に加えて認定することができる。

## ④ 中国語

中国語検定試験(日本中国語検定協会)	
3 級	「実用外国語基礎演習 I (中国語)」2 単位及び
	「実用外国語基礎演習Ⅱ(中国語)」2単位
2 級以上	「実用外国語基礎演習 I (中国語)」2 単位、
	「実用外国語基礎演習Ⅱ (中国語)」2単位及び
	「実用外国語演習(中国語)」4 単位

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「中国語」に加えて認定することができる。

中国政府漢語水平考試(HSK)(中国国家漢語水平考試委員会)		
4 級	「実用外国語基礎演習 I (中国語)」2 単位及び	
	「実用外国語基礎演習Ⅱ(中国語)」2単位	
5 級以上	「実用外国語基礎演習 I (中国語)」2 単位、	
	「実用外国語基礎演習Ⅱ (中国語)」2単位及び	
	「実用外国語演習(中国語)4 単位	

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「中国語」に加えて認定することができる。

なお、平成 21 年度以前に実施された旧 HSK において取得した級については、次のとおり 認定する。

初等4級もしくは	「実用外国語基礎演習 I (中国語)」2 単位及び
初等 5 級	「実用外国語基礎演習Ⅱ(中国語)」2単位
中等6級以上	「実用外国語基礎演習 I (中国語)」2 単位、
	「実用外国語基礎演習Ⅱ (中国語)」2 単位及び
	「実用外国語演習(中国語)」4 単位

<sup>\*</sup>ただし、「教養教育」の「中国語」に加えて認定することができる。